平成２１年（フ）第８６１２号
大阪府八尾市長池町２丁目33番地の３
債務者　鶴﨑　祐也
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４３５号
大阪府守口市橋波西之町３丁目10番14号
債務者　平沼光明こと　尹　　光明
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６０号
栃木県鹿沼市緑町１丁目11番１―28号　雇用促進住宅１号棟202号室、前住所栃木県鹿沼市みなみ町８番地15　市営住宅４号棟15号室
債務者　向坪　康友
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７９９号
栃木県宇都宮市天神２丁目４番15号　グレースマンション201号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市御蔵町５番１号
債務者　髙田　浩志
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８０２号
栃木県宇都宮市宝木本町1188番地１　テクノポリス宝木105号
債務者　菅野　雅弘
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７４２号
栃木県日光市所野541番地61
債務者　善林　　崇
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７８４号
栃木県日光市今市1659番地130　１―206、前住所栃木県日光市土沢1418番地８
債務者　澤井　秀子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７９１号
栃木県芳賀郡茂木町大字増井402番地
債務者　檜山　幸恵
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７９３号
栃木県真岡市東大島1379番地
債務者　石野　恵司
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７９５号
栃木県矢板市東町1178番地11
債務者　君島ネニタキンタナこと　キミジマ　ネニタ　キンタナ
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７９６号
栃木県さくら市草川71番地　県営草川第四住宅２号棟110号室
債務者　平田メディナイラグこと　ヒラタ　メディナ　イラグ
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８０１号
栃木県宇都宮市五代２丁目14番６号　チャンピオンコーポ201号室
債務者　山﨑　典治
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８０４号
栃木県那須塩原市鍋掛1477番地174、前住所栃木県真岡市亀山３丁目９番地３
債務者　渡辺　功一
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８０５号
栃木県宇都宮市末広２丁目10番２号　福田荘201
債務者　金沢　留美
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３０９７号
横浜市緑区東本郷４丁目１番41号　寿荘１号棟102号
債務者　小幡　明利
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部